

平成16年2月20日

各位

上場会社名 アサヒビール株式会社
コード番号 2502
本店所在地 東京都中央区京橋三丁目7番1号
問合せ先
責任者役職名 広報部長
氏 名 古田土 俊男
電話番号 03(5608)5126

取締役、監査役及び執行役員に対する新株予約権発行に関するお知らせ

(商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行)

当社は平成16年2月20日開催の取締役会において、取締役、監査役及び執行役員に対し商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づいてストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成16年3月30日開催予定の当社第80回定時株主総会において承認を求めることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

取締役、監査役及び執行役員の報酬体系において、株価を反映するストックオプション制度を実施することにより、株主重視の経営を一層推進していくため。

2. 新株予約権割当の対象者

平成16年3月30日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって在籍する取締役、監査役及び同日開催の取締役会終結の時をもって在籍する執行役員。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式585,000株を上限とする。

尚、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

5,850個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式100株。但し、前項に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日(平成16年3月30日)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権発行日の終値を下回ることを得ない。尚、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)するときは、次の算式(以下、「払込調整式」という)により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新発行による増加株式数}}$$

払込価額調整式により算出された調整後払込価額と調整前払込価額の差額が1円未満にとどまるときは、1株当たりの払込価額の調整はこれを行わない。但し、その後の払込価額の調整を必要とする事由が発生し、払込価額を算出する場合には、払込価額調整中の調整前払込価額に代えて調整前払込価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年3月30日から平成26年3月29日まで

(6) 新株予約権行使の条件

- ・新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、監査役または執行役員の地位を失ったのちも新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
- ・また、新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間開始後死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
- ・特別な理由により解任された場合には権利は消滅する。(辞任又は任期満了を除く)
- ・その他、権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けたものが前項に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合に、その新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

(8) 新株予約権の譲渡、質入の禁止

新株予約権の譲渡、質入は認めない。

以上